

# **公契約大綱と元請下請関係の適正化**

**— 令和6年度建設業者基礎技術研修 —**

**京都府総務部入札課**

# 本日お話する内容

- **入札契約制度の変遷について**

- **公契約大綱について**

策定の経緯、概要、主な取組、これまでの改正、第三次担い手3法

- **コンプライアンスの確保について**

入札情報の問い合わせ等に係る取扱要領、  
近年の情報漏洩事件の例

- **元請下請適正化指針について**

一括下請負の禁止等、下請負人の選定、下請契約の締結等、  
施工体制の把握、契約遵守窓口、これまでの改正内容、  
下請工事契約時チェックリスト、提出書類等のミス事例

# 入札契約制度の変遷について

## ● 京都府の一般競争入札

### ➤ 京都府公共調達改善の骨子(H19.3 公共調達検討会議)

知事会指針を踏まえ府の具体的取組をとりまとめ

#### 1. 入札制度の改革

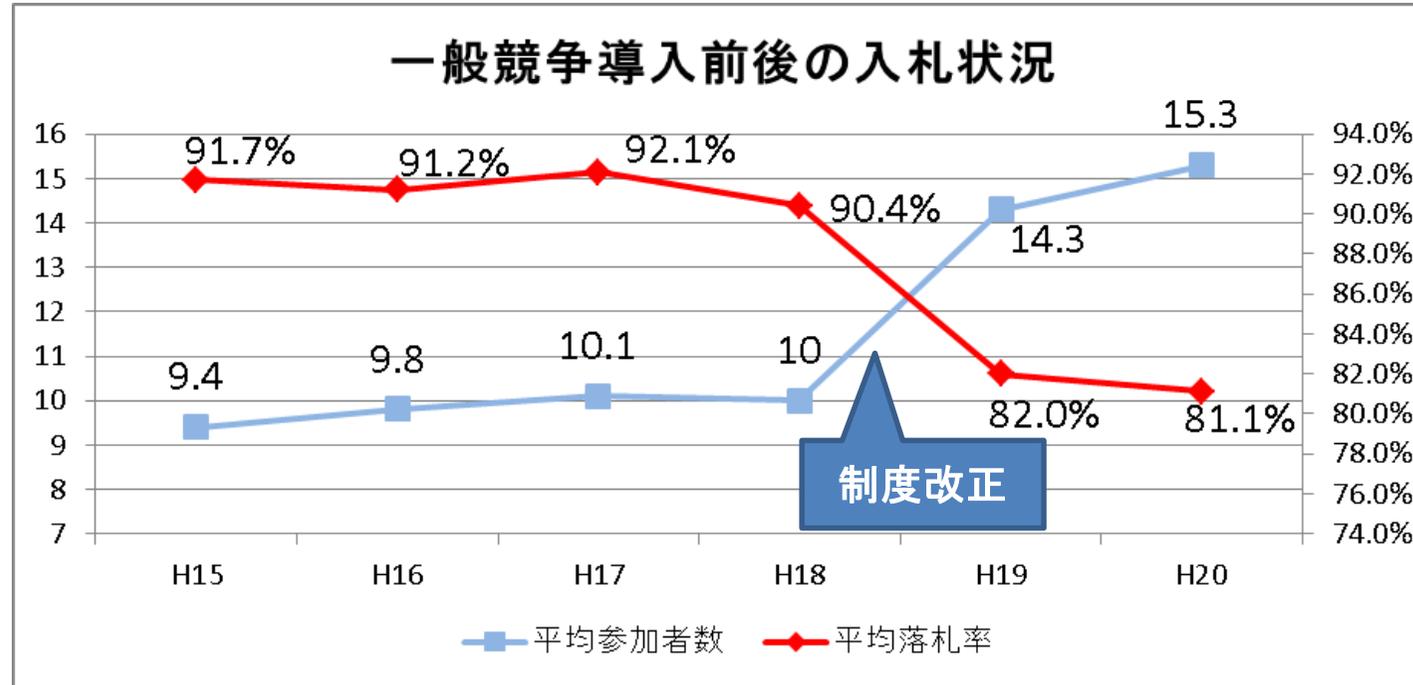
- ・一般競争入札の拡大：1,000万円以上の工事に拡大  
    応札可能業者を30者（地域要件広域化）
- ・総合評価の拡充：評価項目の十分な検討と件数拡大
- ・ペナルティの強化：指名停止期間 最大24箇月
- ・電子入札の全件実施
- ・地域産業の育成と公正な競争の確保：研修会等の実施

#### 2. 官製談合防止の取り組み

- ・倫理規程の制定：京都府発注事務に関する職員倫理規程制定
- ・内部通報制度の充実：弁護士事務所に独立した通報窓口設置
- ・入札事務の分離            など

# 入札契約制度の変遷について

## ● 入札状況の変化



### ➤ 競争激化、落札率の低下

- 建設企業の経営悪化、倒産 → 地域経済、雇用への悪影響  
→ 災害時、除雪等対応企業の減少
- 工事目的物の品質低下
- 公衆災害事故の増加

# 公契約大綱について(策定の経緯)

## ● 京都府公共調達検討委員会（平成21年3月設置）

○提言（平成22年3月8日とりまとめ）

- ・ 府が求める企業像の明確化と企業評価への反映
- ・ 適切な入札参加資格の設定
- ・ 総合評価方式の拡充とその方向性
- ・ 最低制限価格の見直し、低入札価格調査制度の運用
- ・ 受発注者間の関係、発注者側の体制見直し
- ・ 予定価格の公表時期
- ・ P D C Aサイクルの実践

## ● 京都府入札制度等評価検討委員会（平成23年10月設置）

※平成25年6月から「京都府入札制度等検討委員会」

…現在も継続

○目的 京都府公共調達検討委員会の提言の目指す方向性に沿い、制度改革の評価・検証結果を踏まえ、府の実施すべき改善方策について検討  
→委員会の議論を経て「公契約大綱」を制定

# 公契約大綱について(概要)

- **大綱**・・・ものごとの基本、根本、おおもと
- **趣旨**
  - 「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に対応するため、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を示すもの
  - 建設工事を中心に具体的な取組をまとめたもの
  - 今後、社会経済情勢に即応して、柔軟かつ迅速に見直す。
- **策定** 平成24年5月1日  
平成26年3月17日、平成26年10月31日一部改正  
令和2年7月7日一部改正      ← 働き方改革関連
- **公表** 京都府ホームページにて公表

<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

# 公契約大綱について(主な取組)

## ● 府の取組

### ➤ ダンピング防止対策

- ・予定価格の事後公表の拡大
- ・建設工事に係る最低制限価格算定基準の改正(R4.4)
- ・測量等業務委託に係る最低制限価格の改正(R元.5)
- ・低入札価格調査基準価格の設定基準の改正(R4.4)

### ➤ コンプライアンス対策(入札に関する秘密情報の保持)

- ・建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針(H24.9)
- ・建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱(H24.9)

### ➤ 府内発注の徹底

- ・府内企業への発注の原則、府内企業への下請要請
- ・物品調達における府内中小企業に限定した入札を実施(H27.1)

### ➤ 下請負者へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保

- ・元請下請適正化指針の策定(H24.8)

## ● 受注者に求める内容

### ➤ 労働関係法令の遵守、元請下請適正化指針の遵守

### ➤ 事業活動における社会貢献

# 公契約大綱について(これまでの改正)

## ● 改正の趣旨

新・担い手3法<sup>(※)</sup>の成立(R1.6)を受け、新3法に掲げられた次の措置のうち、府として拡充を行うものについて大綱に反映

- ・働き方改革の推進
- ・生産性向上への取組
- ・災害時の緊急対応強化 等

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの

## ● 改正の主な内容

### ➤ 適正な工期を設定する取組

- ・国のガイドラインに基づく適正な工期による契約の締結
- ・週休2日の現場閉所を行う工事の試行
- ・契約締結後に生じた予期せぬ事態等受注者の責によらない事由が生じた場合の必要に応じた工期変更
- ・受注者が一定期間内で工事開始日を選択できる「フレックス工期制度」の活用

# 公契約大綱について(これまでの改正)

## ➤ 施工時期を平準化する取組

- ・繰越明許費、債務負担行為を活用した翌年度にわたる工期の設定
- ・主な建設工事における中長期的な発注見通しの公表、測量等業務委託における発注見通しの公表

## ➤ 生産性向上の取組

- ・情報通信技術の活用等による情報の集約化・可視化、受発注者間の情報共有システムの活用、検査書類の簡素化等作業の効率化
- ・ICT活用工事の工事成績評価における評価制度の試行

## ➤ 災害時における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

- ・災害時等における工事の緊急度や企業体制等を勘案した随意契約・指名競争入札の活用
- ・発災時等の需給のひっ迫など積算価格と実勢価格の乖離のおそれがある場合等の見積を徴取した予定価格の設定

# 第三次担い手3法について

		品確法等の改正	建設業法・入契法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書記載事項</li> <li>・受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>●新技術活用の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

# 第三次担い手3法について

	2024年	6月	9月	12月	2025年		12月
全体関係		法律公布	3月施行	6月施行			1.5年施行
労働者の処遇改善			<b>中建審WGにて「労務費の基準」作成</b>				
ガイドライン・約款			大臣の調査権限	処遇確保努力義務		<b>ガイドライン等改正</b> <small>見積もり規制の違反恐れ事例など</small>	見積り規制
政省令		<b>省令整備</b> <small>大臣の調査権限内容など規定</small>	労務費基準勧告権限			<b>政省令整備</b> <small>見積書の「労務費等」記載内容など</small>	価格ダンピング規制
資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止		<b>標準約款改正</b> <small>リスク情報通知規定など</small>		変更条項記載の義務化			
ガイドライン		<b>ガイドライン等改正</b> <small>リスク情報の通知方法の運用など</small>		リスク通知と協議応諾			
省令		<b>省令整備</b> <small>リスク事象とは何かなど規定</small>					
働き方改革と生産性向上		<b>「ICT指針」作成</b> <small>ICT活用の適切・有効な実施の指針</small>		技術者配置規制の合理化			
ガイドライン		<b>ガイドライン改正</b> <small>監理技術者などの兼任の留意事項など</small>		ICT現場管理努力義務化			工期ダンピング規制
政省令		<b>政省令整備</b> <small>監理技術者などの兼任要件など規定</small>					

# 入札情報の問い合わせ等に係る取扱要綱

- **目的**
  - ・ 建設工事等の入札に係る非公開情報に関する問い合わせ等を記録・公表  
非公開情報：予定価格、最低制限価格、競争参加業者名・数、設計価格など
- **対象となる問い合わせ等**
  - ・ 建設工事等の入札に係る非公開情報に関する問い合わせ等で、勤務時間の内外を問わず、起工から落札決定までの間になされたもの全て
  - ・ 面会、電話、メール、FAX等問い合わせの手段は問わない。  
＜除外されるもの＞
    - ① 京都府電子入札システム等において、質問及び回答として処理するもの
    - ② 単に事実又は手続きの確認であることが明らかなもの
    - ③ 特定者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるものでないもの
    - ④ 不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの など
  - ・ 問い合わせは、個人、企業、団体、行政機関の職員等を問わない。
- **記録及び公表**
  - ・ 問い合わせを受けた職員は、その内容を記録し、所属長に報告
  - ・ 不正、不当な問い合わせと判断した場合は、内容を公表

# 近年の情報漏洩事件の例

◆入札前に予定価格や最低制限価格を漏洩したことにより、市町村職員等が漏洩先の会社役員とともに公契約関係入札妨害容疑により逮捕

## ● 宇治田原町【令和2年12月】

町が平成29年5月19日に実施した「平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事」の一般競争入札に関し、理事が秘密事項である設計金額を教示し、謝礼として落札業者から現金数十万円を受け取ったとされるもの  
(R2. 12. 8 官製談合防止法違反容疑で逮捕、12. 19 加重収賄の容疑で再逮捕)

→懲戒免職（令和2年12月28日）

＜R3. 6. 10 懲役2年、追徴金20万円、執行猶予3年の有罪判決＞

（請負業者：公契約関係競売入札妨害・賄賂の容疑、時効により逮捕者なし）

## ● 宇治田原町【令和5年8月】

町が令和2年8月に実施した「中央公園造成工事」の一般競争入札に関し、元理事が秘密事項である設計金額を漏らし、公正な入札を妨害した疑い  
(R5. 8. 10 官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕)

（請負業者：代表取締役が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕）

# 近年の情報漏洩事件の例

## ● 南丹市【令和3年2月】

市が令和元年12月25日に実施した「令和元年度南丹市上水道事業 船岡浄水場水源地整備工事」の一般競争入札に関し、市の次長と課長補佐が秘密事項である工事価格等の情報を教示し、最低制限価格と同額で落札させたもの

(R3. 2. 12 官製談合防止法違反容疑で逮捕) →懲戒免職(令和3年5月31日)

＜R3. 7. 19 懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決＞

(請負業者：代表取締役が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕)

＜R3. 7. 19 懲役1年2月、執行猶予3年の有罪判決＞

## ● 滋賀県日野町【令和4年3月】

町が令和2年9月に実施した「排水処理施設改修工事」の一般競争入札に関し、町の主任が秘密事項である予定価格や最低制限価格に関する情報を教示し、公正な入札を妨害したもの

(R4. 3. 7 官製談合防止法違反容疑で逮捕)

＜R4. 7. 28 懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決＞

(請負業者：課長が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕)

＜R3. 7 懲役1年、執行猶予3年の有罪判決＞

# 近年の情報漏洩事件の例

## ● 中部地方整備局【令和5年1月】

局が令和3年2月に実施した「中部空港埋め立て用の石材調達」の一般競争入札に関し、所長が秘密事項である設計金額を漏らし、その見返りとして業者に飲食代金52万円を負担させた疑い

(R5. 1. 24 官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害で逮捕、収賄罪で再逮捕)  
(請負業者：会長が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、贈賄罪で再逮捕)

## ● 広島県【令和5年2月】

県が令和3年2月に実施した「県立高等学校改修工事」の一般競争入札に関し、県の主査が秘密事項である設計金額に近い金額教示し、その見返りとして落札業者から12万円相当のスポーツ観戦チケットを受け取った。

5年ほど前からビール券やスポーツ観戦チケットを受け取っていたもの

(R5. 2. 22 加重賄賂の罪等で再逮捕) → 懲戒免職  
(請負業者：営業副部長が公契約関係競売入札妨害容疑と贈賄罪で逮捕)

## ● 京都市【令和6年7月】 (贈収賄)

緊急の下水道復旧工事を巡り、市の再任用職員が下請けとして業務を受注できるよう便宜を図り、その謝礼と知りながら、業者から10万円を受け取ったもの

(R6. 7. 4 収賄の疑いで逮捕、同日受注者も贈賄の疑いで逮捕) → R6. 7. 25に起訴

# 元請下請適正化指針

「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」

- **目的** 適正な下請負契約等による元請負人と下請負人の関係の適正化  
建設労働者の労働環境の確保
- **対象** 京都府が発注する建設工事等（除草等業務委託を含む。）
- **策定** 平成24年8月20日  
平成29年7月改正、令和2年5月改正（様式の元号表記等）
- **内容** ・適正な下請契約の締結、下請負人の保護（建設業法）  
・労働者の保護（労働関係法）  
・京都府独自の取組

# 元請下請適正化指針(一括下請負の禁止等)

- **一括下請負の禁止**      \* **建設業法で規制**
  - ・中間において不合理な利潤が取られる。
  - ・建設工事の質の低下を招く。
  - ・下請負人の労働条件の悪化を招く。
  - ・建設工事の施工上の責任が不明確になる。
  - ・発注者の信頼に反する。
  
- **下請次数の制限**      \* **府独自の取り組み**
  - ・建築一式工事      3次まで
  - ・その他の工事      2次まで
  
- **下請次数が超える場合**
  - 「重層下請理由書」 **・・直接請負者が作成**
  - 「次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写し」
  - **京都府に提出**

# 元請下請適正化指針(下請負人の選定)

## ● 下請負人の要件

- ・当該工事に必要な建設業の許可を受けていること
- ・府の指名停止措置がされていないこと
- ・本指針の下請参加停止者として指定されていないこと
- ・京都府暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

## ● 府内企業選定の要請

- ・府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努める。
- ・府外に本店を有する者を下請負人に選定する場合
  - 府外下請選定理由書の作成は不要
  - 下請工事契約時チェックリスト(様式第2号)に理由を記載

# 元請下請適正化指針(下請契約の締結等)

## ● 下請契約

- ① 契約書
- ② 基本契約書      注文書・請書
- ③ 注文書・請書＋基本契約約款

京都府独自の必須3条項  
ア 関係法令の遵守  
イ 元下指針の遵守  
ウ 是正及び調査への協力を①～③中又は覚書等で必ず記載してください!!!

## ● 下請契約締結に当たっては

- 「下請工事契約時チェックリスト」を作成し、確認
- 下請契約の相手方が暴力団員等でない旨の「誓約書」を徴取  
※誓約書は、契約金額が150万円以上の全ての下請契約が対象

## ● 主な留意事項      \* 建設業法で規制

- 必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと
- 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと

# 下請契約書に記載すべき必須3条項が記載されていない場合→覚書締結

(様式は府HPに掲載)

覚 書

〇〇〇(元請負人の名称を記載) (以下「元請負人」という。)と □□□(下請負人の名称) (以下「下請負人」という。)は、京都府が発注した△△△(工事名) 工事の下請工事として、令和 × 年 × 月 × 日付けで締結した◇◇◇◇ 工事契約 (以下「本契約」という。)に関して、次のとおり覚書を交換する。

## (関係法令の遵守)

第1条 元請負人及び下請負人は、本契約を履行するに当たり、建設業法(昭和24年法律第100号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導を遵守する。

2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

3 下請負人は、前項に規定する行政指導を受けた場合は、京都府から直接工事を請け負った者(以下「直接請負者」という。)に対して、行政指導文書及び是正(改善)報告書の各写しを提出しなければならない。

4 下請負人は、本契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約(以下「下請等契約」という。)を締結する場合には、当該第三者(当該第三者が更に本契約に関し、下請等の契約を締結した者等の本契約に関し請負の契約を締結する者を含む。)にも前3項の規定の内容を遵守させるため、これらの規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

## (京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)

第2条 元請負人及び下請負人は、本契約を履行するに当たり、前条に定めるもののほか、京都府が発注工事に關し、工事請負契約を締結する者の責務として別添「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(平成24年8月20日制定。以下「指針」という。)に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する指針の遵守のため、必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

3 下請負人は、本契約を履行するに当たり、下請等契約を締結する場合には、当該第三者(当該第三者が更に本契約に関し、下請等の契約を締結した者等の本契約に関し請負の契約を締結する者を含む。)にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

## (是正及び調査への協力)

第3条 下請負人は本契約の履行に当たり、本契約によって請け負った工事について、直接請負者から次の法令等について違反しているとして是正を求められた場合においては、当該是正の求めに対して誠実に対応するものとする。

(1) 第1条第1項に規定する法令のうち、建設業法施行令第7条の3に規定する法令の規定又は最低賃金法第4条第1項の規定

(2) 第1条の2第1項に規定する指針に掲げる事項

2 前項の是正の求めによっても、なお下請負人において是正が行われないと直接請負者が認め、かつ、京都府においても下請負人には是正の必要があると特に認めた場合において、京都府及び直接請負者が共同して当該是正のための下請負人に対する調査を実施しようとするときは、下請負人の事務所への立ち入り及び保有する関係書類の提出その他調査に必要な事項の情報提供等について、積極的に京都府及び直接請負者に協力するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 × 年 × 月 × 日 (締結日を記載)

元請負人 〇〇〇 印

下請負人 □□□ 印

# 元請下請適正化指針(施工体制の把握)

## <下請契約を締結したとき>

### ●施工体系図

- ・工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示
- ・「施工体系図」  
→京都府に提出

### ●施工体制台帳

- ・請負金額に関わらず作成し、工事現場に備える。
- ・「施工体制台帳」「下請契約書の写し」  
「下請工事契約時チェックリスト」 H29.7様式改正  
「誓約書の写し」(建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。)  
→京都府に提出

※施工体系図、施工体制台帳に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出

# 元請下請適正化指針(契約遵守窓口)

## ● 契約遵守窓口

- ・工事を所管する部署(府土木事務所等)に設置
  - 元請負人と下請負人の間に生じた紛争等の把握
  - 元請負人と下請負人の関係の適正化を図る。

## ● 契約遵守窓口ステッカー

- ・工事現場の見やすい場所に掲示
- ・工事関係者に周知

この工事の元請事業主は  
建設業法・労働関係法令を遵守しています

元請負人と下請負人の関係の適正化を  
図るため、各発注機関に相談窓口を開設  
しています。

相談窓口 連絡先  
〇〇土木事務所 TEL 〇〇-〇〇〇〇

# 元請下請適正化指針(これまでの改正内容)

## ● H29. 7改正点 (平成29年8月1日以降に府と契約する工事に適用)

- ① 重層下請理由書 → **直接請負者**(府から直接工事を請け負った者)**が作成**  
**することを明確化**
- ② 府外下請選定理由書 → **省略**  
(※理由は、下請工事契約時チェックリストに記入)
- ③ 暴排条例による誓約書
  - ・誓約書の作成、保管 → **変更なし**  
(契約当事者間で下請業者が元請に対し誓約)
  - ・直接請負者、府への提出
    - **建設業の許可を有しない者が誓約した誓約書に限定**  
※建設業の許可を有する者の誓約書の提出は不要
- ④ 下請工事契約時チェックリスト
  - ・文言を簡潔なものに修正
  - ・**健康保険等の加入状況を追加**
  - ・**提出、現場掲示のチェックリストを追加**

# 下請工事契約時チェックリスト

改正後様式

様式第2号

H2907改正版

## 下請工事契約時チェックリスト

改正期日を記載

(下請契約の元請負人)

商号・名称

代表者

印

工事名					
下請契約の 下請負人	商号・名称				
	建設業許可番号	大臣・知事 特定・一般 第	号	下請次数	次

工事名、下請負人を記入

文章を簡素化

No.	項 目	はい	いいえ
1	一括下請負は行っていない。		
2	重層下請負は行っていない。 ※建築一式工事・3次まで、その他の工事・2次まで ※次数を超える場合は、重層下請理由書と賃金台帳等の写しを提出		
3	下請負人は、建設業法により営業禁止、営業停止されていない。		
4	下請負人は、京都府から指名停止措置を受けていない。		
5	下請負人は、元請・下請関係適正化指針による下請参加停止者ではない。		
6	下請負人の本店は京都府内である。		
	<本店が府外の場合、選定した理由> 府外下請選定理由書を省略し理由をチェックリストに記入		
7	下請負人は、暴力団員等ではない。		
8	下請契約書には、指針第6別表の記載がある。 ※「関係法令の遵守」、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守」、「是正及び調査への協力」の条項		
9	取引上の地位を利用して、原価に満たない請負代金額としていない。		
10	下請負人には、指針第9の1(1)から(14)に掲げる事項に抵触する事実はない。		
	下請負人は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入している。(適用除外は、はいの欄に「-」を記入)		

京都府独自の  
必須3条項が締結  
されているか確認  
の上、チェックを

健康保険等の加入状  
況を記入

# 下請工事契約時チェックリスト

## 改正後様式

提出書類、現場の掲示の  
チェックリストを追加

直接請負者、一次  
以下の下請負人別  
に必要書類を記載

### ■提出書類 ○:直接請負者(府と契約した者) □:1次以下の下請契約の元請人→直接請負者に提出

<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	施工体系図
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	施工体制台帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	再下請負通知書
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	下請契約書の写し(元請下請適正化指針の遵守義務等の条項がある契約書)
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	下請工事契約時チェックリスト
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	暴力団排除関係誓約書の写し(建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。) ※下請負人が建設業の許可を有していても、元請負人は暴排条例による誓約書を徴取し保管する必要があります。 ※誓約書は、下請負人との契約総金額が150万円以上の場合が対象です。
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	重層下請理由書(重層下請負をする場合)
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	賃金台帳等の写し(重層下請負をする場合)

### ■現場の掲示

<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	契約遵守窓ロステッカー(下請負契約をした場合)
-----------------------	--------------------------	-------------------------

# 元請下請適正化指針について(提出書類等のミス事例)

## <下請契約を締結したとき>

### ●提出すべき書類の提出漏れ、記載誤り など よくあるミス事例

①下請契約書等に府の独自条項(必須3条項)の記載が漏れている

②「下請工事契約時チェックリスト」の様式が旧様式で作成

③施工体系図の記載漏れ

工事打合簿等に業者名の記載があるが、施工体系図に記載がない等

④小修繕工事等、小額な工事でも府と基準契約書を締結すれば、元下指針の適用対象となる(下請契約が発生すれば契約書等の写しが必要)

⑤下請契約の相手方が 〇〇京都営業所となっていたため、府内業者であると判断。(→相手方の本店所在地で府外か府内を判断)

⑥誓約書等、提出書類の日付が記載漏れ

※施工体系図、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出

# 関連リンク

- 公契約大綱、コンプライアンス対策  
<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>
- 元請・下請適正化指針  
<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1337919568956.html>
- 適正な下請契約に向けて（国土交通省近畿地方整備局HP）  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sitauke/index.html>
- 建設業法に基づく適正な施工体制と配置予定技術者  
（国土交通省近畿地方整備局HP）  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>
- 第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について  
（国土交通省不動産・建設経済局HP）  
[https://www1.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000193.html](https://www1.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000193.html)